

第3回 大化の改新前後の時代

1. 推古朝

よく知られているように、推古天皇は女性である。現在でも、女性の天皇が即位することの是非が問われているが、現在の「皇室典範」という法律（とってこれ自体が明治期に作成されたもので、戦前の法律をそのまま適用しているのだが）では、女性は天皇にはなれない。個人的には女性であろうと一向に構わないと思っているのだが。

ともかく、女性が天皇になる場合は、その背景に複雑な要因がある。古代では、6人8代（2人の女帝が重祚とって、繰り返し天皇になることを行った）の女帝が即位した。彼女たちの多くは、前の天皇の皇后かそれに準ずる地位にあった人で、皇位継承が難しい時に中継ぎの天皇として即位した。

推古朝は、兄の子である厩戸皇子（うまやとのおうじ聖徳太子）を摂政とし、蘇我馬子を大臣とする政権である。まず、603年、冠位十二階を制定した。冠位とは、従来の姓とは異なる豪族の位で、徳・仁・礼・信・義・智の6つの位を大小2つずつに分け、（つまり、徳という位の中で、大徳と小徳の2ランクがある）それぞれの位に応じた色の絹をつけた冠を着用させた。こんなことは入試には絶対でないが、色は、順に紫・青・赤・黄・白・黒となっている。この色でランクをわかるというやり方は、現在でも、仏教の世界ではこのままの順番で採用されている。つまり、僧侶が何故、黒衣を身につけるかという、僧侶として生活していることを示しているのであり、儀式などで、その教団や、寺院の中でランクを示す必要がある場合は、例えば、青や赤などの衣を身に着ける。ちなみに紫衣は一番偉い僧侶や天皇などが身に着けることは、覚えておこう。仏教界で後に「紫衣事件」ということを学ぶ時にも関係する。だから、紫衣を身に着けた僧侶に何かのきっかけで出会ったら、偉い僧侶などだと思って、それなりに挨拶をしよう。頭を下げるだけで、別に嫌われることはないから。それより、若い君たちが、お辞儀でもすれば、逆におぬし良く知っていると思われるかも知れない。ともかく、冠位十二階の場合は、冠の色で身分の上下を明らかにさせたのである。しかも、与えられた位は、世襲できず（親が子、子から孫へとそのまま受け継ぐことができずという意味）その位をもらった個人が活着している間だけのものだった。ということは、「親の七光り」などということにはなかったのだ。実力本位！！

604年には、憲法十七条が制定された。これは、「憲法」と名づけられているが、現在の「憲法」とは全く性格が異なる。仏教や儒教の影響を受け、作成されたもので、天皇に対し服従することを強調した官吏の訓戒（役人の守るべきルール）を示したものである。現在の憲法は国民全員に対し、国の最高法規として存在するが、こちらは、役人が対象である。また、620年には『天皇記』、『国記』が編纂された。あわせて『おみむらじとものみやつくくにのみやっこもあまりやそものなのおおみたからどものもつふみ臣連伴造国造百八十并 公民等本記』も作成された。これらは、国史とまとめられる歴史書の編纂であった。但し、これらの史書は、蘇我氏の滅亡の際に消失したとい

われ、その内容はわからない。

推古朝はまた、遣隋使を派遣している。中国では 589 年に北朝の隋が国家統一を成し遂げた。遣隋使派遣のねらいは、対等外交を認めさせることによって朝鮮、特に新羅との関係を打開しようと考えたことによる。事実、日本（倭）は、600 年・602 年・623 年の 3 回にわたり、新羅打倒のために征討軍を送っている（但し、602 年の派兵については、中止されているが）。遣隋使派遣については、『隋書倭国伝』には、600 年に第 1 回目の使者が送られたという記載があり、『日本書紀』には 607 年が最初だと記載されている。600 年の派遣については、「この時の遣隋使は隋の文帝に指弾され、むなしく帰国した」（『詳説日本史研究』山川出版、49p）と説明があり、より詳しく「隋の文帝が、倭国の政治・風俗が『義理』のないものであることを指弾し、これを訓じて改めさせたという記事がみえる」（『同書』同 p）と記されている。中国側の史料の記述はおそらく事実だったのだろうが、日本側の史料にはこのことが記されていない。中国皇帝に怒鳴りつけられたことなど、格好悪くて書けなかったというのが本当のところかも知れない。

ともかく、607 年には、小野妹子を隋に派遣した。妹子が携えた国書には、日本の王を「日出ずる処の天子」と記したため、中国の煬帝が怒った。しかし、隋は朝鮮半島経営の関係から日本に裴世清を使者として送った。裴世清は、608 年、大和の海石榴市^{つばき}で出迎えられた。妹子も同年再び中国に渡航した。その際、高向玄理・僧旻・南淵請安ら留学生。留学僧も中国に渡っている。

2. 大化の改新の背景

645 年に起きた大化の改新とは、一口で言えば、クーデターである。じゃあ、クーデターって何だ。「政権内部の権力の奪いあい」のことをさす。この点が通常の改革などとは異なる点かも知れない。

では、何故、大化の改新が起きたのか。第 1 に東アジア情勢の変化。618 年に隋が滅亡し、代わって唐が建国された。唐は次回述べる律令制に基づく国家を作り、周辺諸国に影響を与えた、隋から唐への変化を目の当たりにした日本の留学生たちは、帰国後この件について報告し、政権内部でも律令制の導入が考慮されることとなる。

第 2 に、国内の政治不安があげられる。推古朝を支えていた人々が次々に死亡し、これに反し、蘇我氏の専制が強まった。聖徳太子（厩戸皇子）の死後、皇位継承問題がおこり、太子の子、山背大兄王らがいたが、蘇我蝦夷は山背大兄王を排除し、舒明天皇（田村皇子）を即位させた、国政も次第に蘇我氏が私物化していった。こうした蘇我氏の専制に反感を持つグループがいつどのようにしてできあがったかは不明だが、中大兄皇子と政権の祭祀を司る中臣鎌足らが中心となり、隋（唐）から帰国した僧侶。留学生らが結びつき、蘇我氏打倒のグループが組織された、641 年、舒明天皇が亡くなり、皇極天皇が即位するが、蘇我氏の専制は一向に弱まることはなかった。

第3に、蘇我氏と反蘇我氏グループとの外交政策の相違がある。蘇我氏は、朝鮮半島経営の失敗を取り戻そうと、半島に勢力を広げている新羅打倒を実施しようとしていた。つまり、新羅との戦争を計画していた。一方、反蘇我氏グループは、帰国した人々からアジアの新情勢をつかみ、朝鮮の国々との協調をもとに、国内の政治改革を進めようと考えていた。こちらは、戦争をせずに、国内の改革を重視する方針である。こうした状況のもとで645年6月、ついに反蘇我氏グループによるクーデターが実行された、これを「乙巳の変」という。

3. 改新政府

「乙巳の変」で蘇我入鹿が殺害され、父の蝦夷は自宅に火を放ち自殺した。その後直ちに新政権が作られた。天皇は新たに皇極の弟、孝徳天皇が即位した。皇太子には、中大兄皇子が、左大臣には阿部内麻呂、右大臣には蘇我倉山田石川麻呂（石川麻呂）が、内臣（職掌不明）には中臣鎌足、国博士（政治顧問のこと）には高向玄理と僧旻が就任した。右大臣になった蘇我石川麻呂は、蘇我馬子の孫で蝦夷とは従兄弟にあたる。蘇我氏を裏切り反蘇我氏グループに入り、その功績で右大臣になったのだろうが、後に母が異なる弟のデマで中大兄皇子に攻撃され、自殺している。（裏切り者は結局裏切られる！！怖い世界だ。）

年号も新政府が誕生し、大化と定められた。また、都も飛鳥から難波長柄豊碓宮に移った。

646年1月には、「改心の詔」が出された。内容は、①公地公民制の実施、②統一地方行政・駅制、③班田収受制、④統一税制の4点である。しかし、これらの政策が直ちに実施されたわけではない。また、第2条に記されている「郡」は当時使用されていなかったことが、藤原京出土の木簡から確認できる。当時は「郡」ではなく、「評」が使用されていたので、この詔自体の真偽を問う研究者も多い。国評制から国郡制に701年に変わったと考えられている。だから、この詔が出されたことによって社会が一举に大きく変化したと考えるのは誤りである。第1条についても、旧豪族には食封などを与えることになっているし、旧豪族を中心に政権を形成していることなどから、詔自身の真偽問題もあって大化の改新により新たな政治組織を形成する契機と考えることはできても、これによって社会構造が一举に変化したとは考えることはできない。

◆「評」制の施行は、649年のことである。評とは、律令制の前進をなす地方行政組織のことである。

◆大化の改新については、現在は、クーデターは史実として認めるが、詔をそのまま史実として認めることはできない。改新の詔は少なくとも原詔（一番最初に書かれた詔）でなく、日本書紀編者による修飾・造作が加えられたものと考えられている。

4. 改新後の政治

その後の政治もうまく進んだとは言えない。舒明天皇の異母兄弟だった中大兄皇子と古人大兄皇子との対立が645年9月に起こり、謀反を理由に古人大兄皇子が殺害されている。また、649年には右大臣蘇我石川麻呂が自殺に追い込まれている。これは先に記したが、異母弟の日向の讒言（嘘をついて他人を落としいれようとする話）が原因だった。さらに、孝徳天皇と中大兄皇子が対立し、654年天皇は難波宮で死亡した。その後、皇極天皇が重祚し、斉明天皇となるが、事態は好転しなかった。659年には孝徳天皇の子、有馬皇子が謀反を起こし滅ぼされている。この間、秋田・津軽・能代の蝦夷征伐を阿倍比羅夫が実施した。阿倍比羅夫は、肅慎とよばれた中国東北部の異民族を倒したことで知られる。さらに、701年8月には、東国の国司などに戸籍の作成、兵器の没収が命じられ、鐘匱の制（鐘をつかせ、投書をさせて不満を天皇に通じるようにした制度）や、良民と賤民との間に生まれた子どもは賤民とする男女の法が定められた。

5. 白村江の戦い

654年、唐は高句麗に出兵した。さらに唐は660年、百済に大軍を送り滅亡させた。百済はその後も抵抗を続け、日本に救援を要請すると共に日本に捕虜として捕らえられていた百済の王子余豊璋の送還を求めてきた。日本は663年、百済救援のために白村江に大軍を送ったが大敗した、これで日本は朝鮮半島から完全に一掃された。戦いの途中で斉明天皇が死に、中大兄皇子が天皇に即位することなく政治の実権を握った。白村江の戦い後、664年、壱岐・対馬・筑紫に防人・烽火を設置し、筑紫には水城を設置した。また、665年には長門・筑紫（大野城）には山城を築き、667年には大和に高安城を築いた。

内政の充実のため、667年、近江大津宮に遷都した、翌668年、中大兄皇子は天智天皇として即位し、近江令を作成した。この近江令の内容は不明である。また、庚午年籍も670年に作られた。庚午年籍は最初に作成された戸籍で、氏姓を正す根本台帳として永久保存されたとされる。

6. 壬申の乱

天智天皇と共に改新後の政治を進めていた中臣鎌足は、669年に死亡した。天皇は鎌足に大織官と藤原姓を与えた。以後、鎌足のことを大織官とよび、彼の伝記を『大織官伝』という。671年には天智天皇が死去した。これによりまた、皇位継承争いがおこる。672年の壬申の乱である。天智は、弟の大海人皇子をさしおいて子の大友皇子を太政大臣（皇位継承者のこと）にした。こうした状況の中で皇妃鸕野皇女（後の持統天皇）と草壁皇子を率いて吉野に退いた。天智の死後、両者の対立は激しくなり、ついに壬申の乱へと発展する。

はじめはわずかな兵しかいなかった大海人皇子側には各地の豪族が味方につき、ついに大友皇子を打倒した。この時、大津宮は焼失したとされる。大海人皇子は飛鳥に戻り、673年、天武天皇として即位した、都は672年に飛鳥浄御原に移された。

◆壬申の乱は古代最大の内乱というだけでなく、この乱により、皇親政治が確立されたという意味もある。すなわち、大友側は白村江の戦いで疲弊していた中国・九州地方の軍の動員に失敗しただけではない。大海人側は大和政権の軍事力の中心であった東国からの軍を動員できた。何故なら、彼らは近江朝廷に不満を持っており、大海人側についたからである。その結果、旧来の畿内の大豪族が衰退し、皇親政治が形成・確立されたのであった。

7. 天武天皇の政治

天武天皇の政治を**皇親政治**という。つまり、大臣を置かず、皇族（皇后・皇子）たちによって政治を行うことである。天武は、675年、兄の天智が制定した部曲を全廃し、681年には**飛鳥浄御原令**を作成しはじめた。さらに、684年には**八色の姓**を制定した。これは新たな身分秩序を体系化したものである。真人から稻置までの8つの位のうち最初の4つのみを実際に与えられたといわれる。これらとは別に、仏教興隆のため大官大寺（官立寺院）の設置がはじめられた。

8. 持統天皇の政治

686年、天武が死亡した。皇后の持統は、天武の死後3年間、称制（天皇として即位せず、政治を行うこと）を行った。689年には飛鳥浄御原令を施行し、同年即位した。翌690年には**庚午年籍**を作成した。現存する最古の戸籍は702年のものであるから、この戸籍以後6年ごとに作成されたことが確認できる。さらに、694年には畝傍山・天香久山・耳成山の和和三山に囲まれた地の**藤原京**に遷都した。この都は、東西約2km・南北約3kmの都で、条坊制に基づく都であった。持統は、697年、軽皇子＝文武天皇に譲位し、譲位後は、太上天皇（上皇）となり、文武天皇を支えた。

◆飛鳥浄御原令—条文の写本・木簡は未だ発見されていないが、体系的な法典としては、日本最初の令だとされる。律はこの段階では完成せず、重大な犯罪は、唐律を参考にして対処していたと考えられている。

◆太上天皇（上皇）—中国の律令にはなく、日本の律令で新しく制度化されたもの。文武に対する持統の後見体制を法的に確立する目的で制定されたが、その背景には、王権が王一人に収斂されていないという未開社会によく見られる王権のあり方があったとされる。

◆日本の国号—改称は「日」の字を含む新しい国号を積極的に制定するためと考えられる。「日の出づる処」として「日本」を国号に定めたのであろう。この国号が正式に認められたのは、674～701年の間と推定される。

◆天皇の称号も、天武・持統朝に正式に定められた可能性が高い。